

## 須坂市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

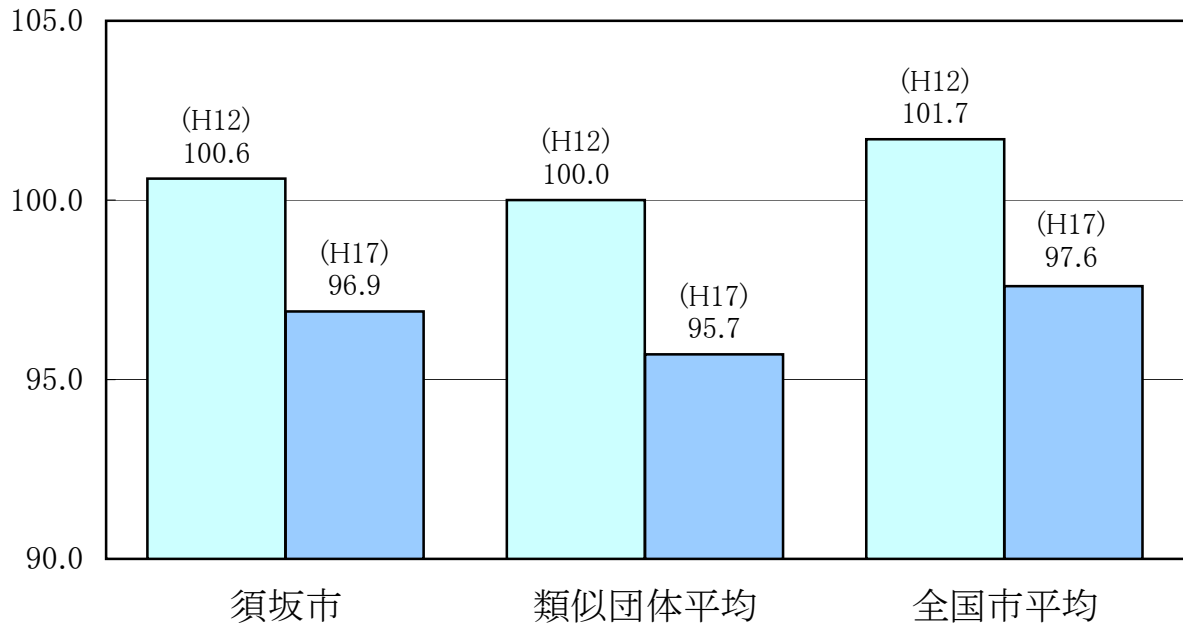
区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
16年度	53,836	17,633,402	439,194	4,769,615	27.0	26.6

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	円	円	円	円	円
17年度	483	1,980,410,000	294,429,000	806,156,000	3,080,995,000	6,378,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 給与費は当初予算に計上された額です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
須坂市	42歳4月	342,049 円	408,923 円
			371,695 円
国	40歳3月	329,728 円	382,092 円
類似団体	42歳6月	339,468 円	397,197 円
			371,541 円

#### ②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額			
須坂市	47歳6月	341,068 円	380,599 円			
			365,775 円			
			うち学校給食員	46歳0月	331,395 円	352,273 円
			352,016 円			
うち清掃職員	49歳5月	351,664 円	429,036 円			
			378,332 円			
うち用務員	49歳7月	354,278 円	387,321 円			
			386,087 円			
国	48歳1月	285,008 円	316,350 円			
類似団体	46歳7月	304,378 円	336,488 円			
			323,391 円			

#### ③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
須坂市	38歳9月	310,715 円	363,217 円
			341,605 円
類似団体	40歳4月	327,744 円	395,662 円
			361,390 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区 分		須 坂 市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	177,400 円	200,700 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	143,300 円	160,200 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	143,300 円	160,200 円	—	—
消 防 職	高校卒	143,300 円	160,200 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（17年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数	経 験 年 数	経 験 年 数	経 験 年 数
		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	259,082 円	303,264 円	347,217 円	387,100 円
	高校卒	195,500 円	246,731 円	292,573 円	342,238 円
技能労務職	高校卒	—	247,675 円	293,583 円	324,650 円
消 防 職	高校卒	201,433 円	241,833 円	303,091 円	335,900 円

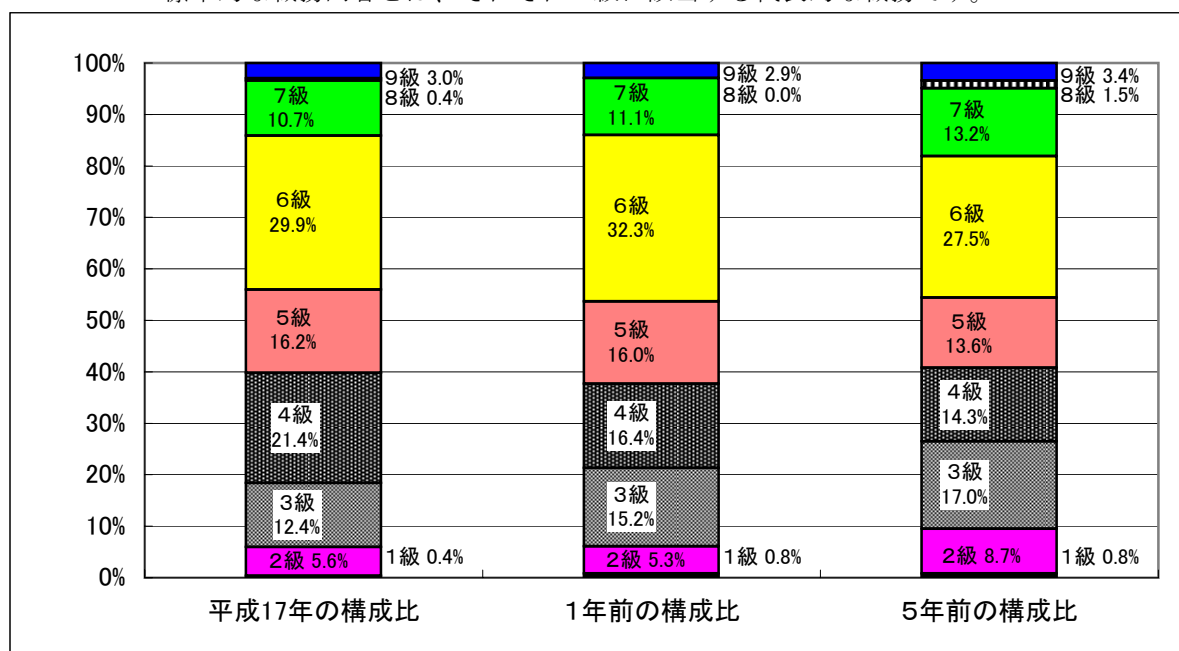
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長及び部長相当職のうち、別に定めるものの職務	7 人	3.0 %
8 級	課長及び課長相当職又は参事の職務	1 人	0.4 %
7 級	課長及び課長相当職又は副参事の職務	25 人	10.7 %
6 級	主幹、技幹の職務	70 人	29.9 %
5 級	主査、技査のうち高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	38 人	16.2 %
4 級	主査、技査、主任主事、主任技師又はこれに相当する職務	50 人	21.4 %
3 級	主事、技師又はこれに相当する者のうち比較的高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	29 人	12.4 %
2 級	主事、技師又はこれに相当する者の職務	13 人	5.6 %
1 級	主事補、技師補又はこれに相当する者及び上記以外の者の職務	1 人	0.4 %

(注) 1 須坂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
16年度	職 員 数 A	人 523
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 71
	比 率 B/A	% 13.6
15年度	職 員 数 A	人 546
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 76
	比 率 B/A	% 13.9

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

須 坂 市	国
1人当たり平均支給額(16年度) 1,608 千円	—
(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(17年4月1日現在)

須 坂 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.0 月分 27.3 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 1人当たり平均支給額 1,869 千円 24,876 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.0 月分 27.3 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 退職促進期間中の 申出者0~3号俸)	その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

支給実績(16年度決算)		10,816 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		53,545 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		39.0 %	
手当の種類(手当数)		19	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税の滞納整理に従事した職員		1日 500円
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において感染症患者等の救護又は感染症の病原体の処理作業に従事したとき	1日 400円
自動車運転手当	公用自動車の運転を行う職員	(1) 特殊自動車運転 (2) 公用車運転 (往復400キロメートル以上で日帰りの場合)	(1) 1日 250円 (2) 1日 4,400円
遺体取扱い手当	遺体の取扱いに従事した職員		1日 2,200円
行旅死・病人取扱い手当	行旅死亡人又は行旅病人の取扱いに従事した職員		行旅死亡 1回 3,500円 行旅病人 1回 1,000円
消防業務手当	消防の業務に従事した職員	(1) 水火災及びその他の災害に出動し、消防作業(救急業務は除く。)に従事した職員	1回 300円～500円
		(2) 救急現場に出動し、救急業務に従事した職員	1回 300円～1,300円
		(3) 深夜(午後10時から翌日午前5時まで)に出動し、前2号のいずれかの業務に従事した職員に加算する額	300円～500円
		(4) 災害等現場において、はしご自動車又は救助工作車の操作(運転を除く。)に従事した職員	1回 300円
		(5) 消防長が認める大型自動車の運転に従事した職員	1回 250円
		(6) 災害等現場において遺体の収容作業に従事した職員	1回 1,000円
		(7) 当直勤務に従事した職員	1回 600円
動物飼育従事者手当	須坂市臥竜公園管理事務所に勤務する職員にして動物飼育に従事した職員		勤務1月につき当該職員の給料1月の100分の6 ただし、その額が6,500円を超えるときは、6,500円
福祉現業手当	福祉事務所に勤務する社会福祉主事、身体障害者福祉司並びに指導監督を行う職員等		1月 3,500円

清掃作業手当	須坂市清掃センターに勤務する職員にして汚物等の収集及び焼却作業並びに燃焼炉清掃点検作業に従事した職員		(1)汚物等の収集作業 1日 300円 (2)ごみ焼却作業 1日 300円 (3)燃焼炉清掃点検作業 1回 1,500円
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保健衛生業務手当	保健師、看護師、作業療法士及び理学療法士		1月 1,500円
寿楽園勤務手当	須坂市寿楽園に勤務する職員で、宿直勤務に従事する職員に対して支給する。ただし、月額による他の特殊勤務手当の支給を受ける職員を除く		1月 3,100円
道路上作業手当	交通をしゃ断することなく行う交通量の多い道路の維持修繕の作業その他の作業で、市長の定めるもの(正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われるものを除く。)に従事した職員	舗装の打換、カバーリング、パツケン、砂利等の補給若しくは路面整正の作業又は橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、共同溝、防護柵、分離帯、区画線若しくは道路標識の新設、改築、維持若しくは修繕、高所(5メートル以上)若しくは低所(5メートル以上)の作業	1日 300円 (高所若しくは低所の場合は、400円) ただし、作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合における当該手当の額は、150円 (高所若しくは低所の場合は、200円)
家賃等徴収手当	市長が別に定める滞納整理に従事した職員	市営住宅の家賃、保育料、国民年金保険料、同和地区住宅新築資金等貸付金、奨学金償還金、霊園管理料、ごみ処理手数料及びこれらに準ずるものの滞納整理	1日 300円
用地交渉手当	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において権利者との個別交渉に従事した職員		1日 300円
家畜伝染病防疫作業手当	伝染病菌を有する家畜若しくは、その疑いのある家畜に対する防疫作業並びに家畜に対する予防業務で補定作業に従事した職員		1日 400円
特別招集手当	除雪又は側溝・水路の異状いつ水の際の障害物等の排除のため、正規の勤務時間外にあらかじめ通告なく退庁後自宅等から招集を受け作業に従事した職員	(1) 除雪作業(12月1日から翌年3月31日まで) (2) 側溝・水路の異状いつ水の際の障害物等の排除作業	(1) 除雪作業(12月1日から翌年3月31日まで) 1日 1,200円 (2) 側溝・水路の異状いつ水の際の障害物等の排除作業 1日 1,000円 (12月1日から翌年3月31日まで 1日 1,200円)
調理手当	市長の定める施設で給食調理に従事した職員		1月 1,200円
乳幼児保育手当	3歳未満の乳幼児保育を本務とする保育士		1月 1,000円
死亡獣等収集作業手当	犬、猫等の死体の収集作業に従事した職員		1回 300円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	148,640 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	337 千円
支給実績(15年度決算)	148,811 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	324 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当・夜間勤務手当を含みます。

(5) その他の手当 (17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500円 1人目、2人目 6,000円 (扶養親族でない配偶者を有する場合1人目 6,500円) 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目 11,000円 その他 5,000円 ※16歳になる年度初めから22歳になる年度末までの子に対する扶養手当は5,000円を加算した額	同じ		69,642 千円	253,244 円
住居手当	家賃23,000円以下は家賃から12,000円を控除した額 家賃23,000円以上は家賃から23,000円を控除した額×1/2+11,000円 (限度額27,000円) 持家・世帯主は3,000円	異なる	国: 持家・世帯主は2,500円 (新築又は購入し5年を経過するまでの間)	24,178 千円	106,044 円
通勤手当	交通機関等利用者: 運賃等相当額 (1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、1か月当たり55,000円)  交通用具使用者: 片道 2km以上5km未満 2,200円 5km以上6km未満 4,100円 6km以上10km未満 越える距離1km毎に200円を4,100円に加算 10km以上15km未満6,500円 15km以上20km未満8,900円 20km以上25km未満11,300円 25km以上30km未満13,700円 35km以上40km未満18,500円 40km以上45km未満20,900円 45km以上50km未満21,800円 50km以上55km未満22,700円 55km以上60km未満23,600円 60km以上 24,500円	異なる	国: 交通用具使用者: 5km以上10km未満 4,100円	16,455 千円	45,331 円
宿日直手当	須坂市寿楽園における当直の業務 5,900円 須坂市臥竜公園管理事務所における当直の業務5,100円 上記以外 4,200円	同じ		991 千円	247,750 円



手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
管理職特別勤務手当	部長等 8,000円 課長等 6,000円 現地機関の長等 4,000円	異なる	(国:管理職員特別勤務手当) 1種 12,000円 2種 10,000円 3種 8,000円 4種 6,000円 5種 4,000円	27 千円	13,500 円
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等に勤務する職員に支給  勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給  勤務1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ		— 千円	— 円
管理職手当	部長等 給料月額100分の15 課長等 給料月額100分の12 現地機関の長等 給料月額100分の9  (平成16年10月から当面の間減額中) 部長等 給料月額100分の10.5 課長等 給料月額100分の8.4 現地機関の長等 給料月額100分の6.3	異なる	(国:俸給の特別調整額)  1種 100分の25 2種 100分の20 3種 100分の16 4種 100分の12 5種 100分の10  内部部局等に置かれる課長補佐又は課長補佐相当職の官職を占める職員にあつては 100分の8	25,108 千円	473,736 円
寒冷地手当	11月から翌年の3月までの期間支給  扶養親族のある世帯主 月額17,800円 その他の世帯主 月額10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		35,787 千円	69,760 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する者に支給  公の施設又はこれに準ずる施設 日額3,970円  その他の施設 30日以内の期間 日額6,620円 30日を超え60日以内の期間 日額5,870円 60日を超える期間 日額5,140円	異なる	無	— 千円	— 円

## 5 特別職の報酬等の状況（17年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	918,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	助 役	760,000 円	1,089,000 円/	261,000 円
	収 入 役	676,000 円	895,000 円/	562,000 円
報 酬	議 長	456,000 円	810,000 円/	539,700 円
	副 議 長	387,000 円	545,000 円/	310,700 円
	議 員	355,000 円	474,000 円/	257,700 円
期 末 手 当	市 長	(16年度支給割合)		
	助 役	給料月額 × 1.4 × 3.3 月分		
期 末 手 当	議 長	(16年度支給割合)		
	副 議 長	報酬月額 × 1.4 × 3.3 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(支給時期)	
	助 役	918,000 × 在職月数 × 50/100	任期毎	
	収 入 役	760,000 × 在職月数 × 35/100	任期毎	
		676,000 × 在職月数 × 25/100	任期毎	

(注) 平成16年7月から平成19年12月までの間、上記の給料月額から  
市長20%、助役15%、収入役10%を減額しています。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

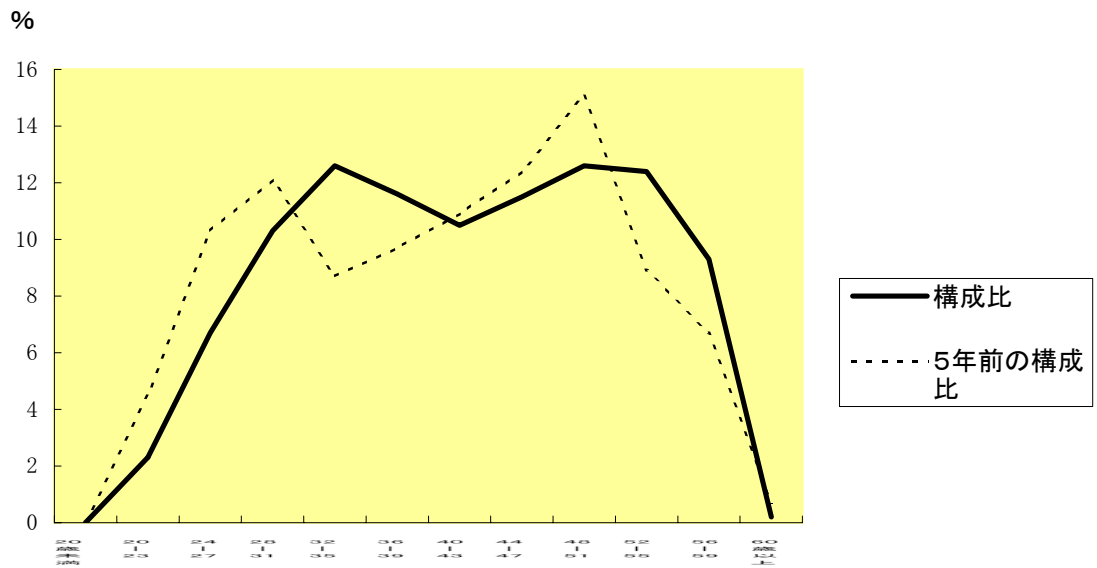
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成16年		
一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	寿楽園の一部民間委託等 健康づくり支援体制の充実等
	総務部門	67	70	△3	
	税務部門	21	23	△2	
	民生部門	113	122	△9	
	衛生部門	42	40	2	
	労働部門	1	1	0	
	農林水産業	21	22	△1	
	商工部門	10	10	0	
	土木部門	44	48	△4	
	小 計	324	341	△17	
特 別 行 政 部 門	教育部門	62	64	△2	
	消防	89	92	△3	
	小 計	151	156	△5	
普通会計計		475	497	△22	[参考:類似団体の職員数 487]
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	24	25	△1	
	下水道	11	11	0	
	その他	14	16	△2	
	小 計	49	52	△3	
合 計		524	549	△25	
		[ 651 ]	[ 651 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	12人	35人	54人	66人	61人	55人	60人	66人	65人	49人	1人	524人

### (3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

#### ① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	実数で4.8% (21人)の削減

#### ② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年度当初の職員数(消防職員を除く)435人に、欠員分の25人を加えた460人から、5年間で10%(46人)の職員数の削減を目標とします。

(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)において要請された、地方公務員の純減目標4.6%をふまえ、実数では、5年間で4.8%(21人)の職員数の削減を目標)

#### ③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～21年 計	(参考) 数値目標
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	-		
一般職員	減員		12	6	7	11	10	46	
	増員		12	7	6	8	7	40	
	差引		0	1	△1	△3	△3	△6(-%)	-
	職員数	279	279	280	279	276	273		

(注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間で。

2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

(参考)

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～21年 計	(参考) 数値目標
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	-		
保育士	減員		4	0	1	2	1	8	
	増員		3	0	2	2	1	8	
	差引		△1	0	1	0	0	0(-%)	-
	職員数	68	67	67	68	68	68		
現業職員	減員		1	4	2	4	4	15	
	増員		0	0	0	0	0	0	
	差引		△1	△4	△2	△4	△4	△15(-%)	-
	職員数	65	64	60	58	54	50		
企業職員	減員		0	0	0	0	0	0	
	増員		0	0	0	0	0	0	
	差引		0	0	0	0	0	0(-%)	-
	職員数	23	23	23	23	23	23		
一般職員 保育士 現業職員 企業職員 計	減員		17	10	10	17	15	69	
	増員		15	7	8	10	8	48	
	差引		△2	△3	△2	△7	△7	△21(100%)	△21
	職員数	435	433	430	428	421	414		
(消防職員)	減員		1	0	1	2	3	7	
	増員		2	2	2	2	2	10	
	差引		1	2	1	0	△1	3(-%)	-
	職員数	89	90	92	93	93	92		

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
16年度	1,173,891	79,461	224,870	19.2	19.0

##### イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	円	円	円	円	円
17年度	23	106,412,000	23,282,000	44,383,000	174,077,000	7,568,565

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 給与費は当初予算に計上された額です。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（17年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
須坂市	45歳9月	377,604 円	594,651 円
団体平均	44歳1月	375,763 円	577,861 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

須坂市	須坂市（一般行政職）
1人当たり平均支給額(16年度) 1,807 千円	1人当たり平均支給額(16年度) 1,608 千円
(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（17年4月1日現在）

須 坂 市			須 坂 市（ 一 般 行 政 職 ）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	1,869 千円	24,876 千円
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算) 退職促進期間中の 申出者0~3号俸)		その他の加算措置 (退職時特別昇給)	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算) 退職促進期間中の 申出者0~3号俸)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

支給実績(16年度決算)	920 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	65,714 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	58.3 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
自動車運転手当	公用自動車の運転を行う職員	特殊自動車 公用車運転 (往復400キロメートル以上で日帰りの場合)	特殊自動車 1日 250円  公用車運転 (往復400キロメートル以上で日帰りの場合)1日 4,400円
非常招集手当	正規の勤務時間外にあらかじめ通告なく緊急を要する業務で退庁後自宅等から招集を受け作業に従事した職員	(1) 開閉栓業務 (2) (1)以外の業務	(1) 開閉栓業務 1日 500円 (2) (1)以外の業務 1日 1,000円 (12月1日から翌年3月31日まで 1,200円 ただし、午後10時から午前5時までは150/100の額とする。)
危険作業手当	工事及び事故等により高所(5メートル以上)、低所(5メートル以上)及び路上での弁操作等に従事した職員		1日 400円 ただし、作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は半額
薬品取扱手当	苛性ソーダ等の危険物取扱い及び管理に従事した職員		1日 500円
共同管解消手当	共同管解消のため説明会に出席した職員		1日 300円
滞納整理手当	滞納整理に従事した職員		1日 500円
用地交渉手当	用地の取得のため現地において権利者との個別交渉に従事した職員		1日 300円

エ 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	6,997 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	333 千円
支給実績(15年度決算)	5,831 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	265 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当・夜間勤務手当を含みます。

オ その他の手当（17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	配偶者13,500円 1人目、2人目6,000円 (扶養親族でない配偶者を有する場合1人目6,500円) 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目11,000円 その他5,000円 ※16歳になる年度初めから22歳になる年度末までの子に対する扶養手当は5,000円を加算した額	同じ		6,420 千円	291,818 円
住居手当	家賃23,000円以下は家賃から12,000円を控除した額 家賃23,000円以上は家賃から23,000円を控除した額×1/2+11,000円 (限度額27,000円) 持家・世帯主は3,000円	異なる	国: 持家・世帯主は2,500円 (新築又は購入し5年を経過するまでの間)	882 千円	58,800 円
通勤手当	交通機関等利用者: 運賃等相当額 (1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、1か月当たり55,000円)  交通用具使用者: 片道 2km以上5km未満 2,200円 5km以上6km未満 4,100円 6km以上10km未満 越える距離1km毎に200円を4,100円に加算 10km以上15km未満6,500円 15km以上20km未満8,900円 20km以上25km未満11,300円 25km以上30km未満13,700円 35km以上40km未満18,500円 40km以上45km未満20,900円 45km以上50km未満21,800円 50km以上55km未満22,700円 55km以上60km未満23,600円 60km以上 24,500円	異なる	国: 交通用具使用者: 5km以上10km未満 4,100円	751 千円	41,722 円
宿日直手当	須坂市寿楽園における当直の業務 5,900円 須坂市臥竜公園管理事務所における当直の業務5,100円 上記以外 4,200円	同じ		2,159 千円	308,429 円
管理職特別勤務手当	部長等 8,000円 課長等 6,000円 現地機関の長等 4,000円	異なる	(国:管理職員特別勤務手当) 1種 12,000円 2種 10,000円 3種 8,000円 4種 6,000円 5種 4,000円	0 千円	0 円



手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等に勤務する職員に支給  勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同じ		－ 千円	－ 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給  勤務1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ		－ 千円	－ 円
管理職手当	部長等 給料月額100分の15 課長等 給料月額100分の12 現地機関の長等 給料月額100分の9  (平成16年10月から当面の間減額中) 部長等 給料月額100分の10.5 課長等 給料月額100分の8.4 現地機関の長等 給料月額100分の6.3	異なる	(国:俸給の特別調整額)  1種 100分の25 2種 100分の20 3種 100分の16 4種 100分の12 5種 100分の10  内部部局等に置かれる課長補佐又は課長補佐相当職の官職を占める職員にあつては 100分の8	1,698 千円	566,000 円
寒冷地手当	11月から翌年の3月までの期間支給  扶養親族のある世帯主 月額17,800円 その他の世帯主 月額10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		2,290 千円	95,417 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する者に支給  公の施設又はこれに準ずる施設 日額3,970円  その他の施設 30日以内の期間 日額6,620円 30日を超え60日以内の期間 日額5,870円 60日を超える期間 日額5,140円	異なる	無	－ 千円	－ 円

#### ④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

##### ア 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	他会計との合計で 実数で4.8% (21人)の削減

##### イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年度当初の職員数(消防職員を除く)435人に、欠員分の25人を加えた460人から、5年間で10%(46人)の職員数の削減を目標とします。

(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)において要請された、地方公務員の純減目標4.6%をふまえ、実数では、5年間で4.8%(21人)の職員数の削減を目標)

水道事業については、職員数の増減はありません。

##### ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

→6(3)③の参考を参照